

採択し、報告を求めた陳情について

平成24年第3回定例会で採択し、区長に報告を求めた陳情について、次のとおり報告があったのでお知らせいたします。

品川区役所第二駐車場における身体障害者専用駐車場の運営・管理に関する陳情

その1
来庁者用障害者専用駐車場周辺に置いてある荷物については、直ちに撤去いたしました。

その2
来庁者用障害者専用駐車場の見直しが行われていないのご指摘ですが、総合庁舎耐震工事終了後の平成23年7月に見直しを行い、総合庁舎に1台設置し、第二庁舎の3台と合わせて区役所全体で4台といたしました。

また、区職員の駐車許可証につきましては、掲示を徹底するよう改めて指示をしました。

その3
荷下ろしや送迎車両につきましては、ご指摘の際、直ちに車両の移動を行いました。また、平成24年5月25日に文書により駐停車禁止を通知するとともに、カラーコーンを設置いたしました。

次に、今後二度とこのような問題が発生しないよう、区役所をご利用される障害者の利便性や安全の確保および駐車場の効率的な運営などを勘案し、抜本的な見直しを行いました。

その結果、総合庁舎に1台、第二庁舎に3台、合計4台の来庁者用障害者専用駐車場を、総合庁舎と第二庁舎に各2台の合計4台と変更いたしました。

駐車場の位置は別紙配置図のとおりとし、総合庁舎は現行の来庁者用障害者専用駐車場の隣に設置しました。第二庁舎につきましては車庫入れが難しいことから奥2台を廃止し、出入りが容易かつ自動扉に最も近い図面の場所に変更いたしました。

駐車場変更に係る工事は平成24年6月23日に行いました。抜本的な見直し後は、ご指摘の場所に車両が停車した場合でも来庁者用障害者専用駐車場のご利用の妨げにならない構造になりました。

その4
ポスターにつきましては、改めて掲示いたしました。

その5
人事異動にともなう業務の引継ぎにつきましては、改めて徹底してまいります。

補 足
職員の対応についてその場でお詫びするとともに、職員には、親切、丁寧な対応の徹底を指示し、くれぐれも不信感を抱かれることのないよう注意いたしました。

まとめ
平成24年6月15日に第二庁舎の来庁者用障害者専用駐車場付近に搬入車両が2台駐車していた件につきましては、所管を通じて厳重に注意いたしました。

また、上記その1からその5にございますとおり駐車場の配置場所の変更などを実施しましたが、今後も、業務の引継ぎの徹底や親切・丁寧な応対等、継続的な取り組みを行ってまいります。

最後に、区の所有する車両に品川区役所等の表示をすべきことのご提案につきましては、車両の用途に応じた表示方法等があることから、今後も個別に対応してまいりたいと考えています。

東京二十三区清掃協議会規約の変更に関する附帯決議

特別区は、平成12年の都区制度改革の実現により、基礎自治体としての地位と権能を獲得した。品川区においては、昭和37年に自治権確立期成連盟が結成され、今年で50年という節目の年になり、自治権拡充への思いを強くしている。

一方、東京二十三区清掃協議会は、基礎自治体の事務の一部を管理執行する任意団体である。また、直接、住民をもたないため、住民の声が届きにくくなるなど、制度上の限界が見られる。このため、その運営にあたっては、構成員である自治体の意向を通じて住民意思の反映に特段の努力が払われるべきである。そもそも、東京二十三区清掃協議会が設立された経緯は、直ちに各区に移管することが困難な事務について、経過的に清掃協議会で処理することとし、その後、各区へ円滑な移管を図り、管理執行事務の各区への移管完了をもって、清掃協議会を廃止するものであった。

以上の経過を踏まえ、清掃協議会には、以下のとおり個別に解決されなければならない課題が存在するものである。

- 1 東京二十三区清掃協議会の事務執行にあたっては、平成12年の都区制度改革の趣旨を踏まえ、各特別区がより一層、自主性と独自性が発揮できる仕組みの構築を実現するべきである。
- 2 東京二十三区清掃協議会の運営にあたっては、以前にも2回の規約変更を行っているが、規約変更については慎重かつ十分な検討を加えたうえで行うべきである。
- 3 東京二十三区清掃協議会の事務については、各区が直接処理する方向で具体的に検討を進めるべきである。

東京二十三区清掃協議会規約の変更についての議決に際し、品川区議会は執行機関とともに、これらの課題の解決に全力を挙げることをあわせて決議する。

平成24年12月7日

品川区議会

ウルトラ・オーファンドラッグ開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

遠位型(えんいがた)ミオパチーは、体幹部より遠い部分から徐々に筋力が低下していく「進行性」の筋疾患で、国内では400～500人程の希少疾病である。

多くは20～30歳代で発症の後、上下肢の筋力低下と共に歩行困難となり、日常生活全般に介助を要し、やがて寝たきりとなり、経済的にも大きな負担を強いられ、現在、有効な治療薬・治療法がない。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが世界に先駆けて、縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー(DMRV)治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、平成21年5月には、マウス実験による治療法開発の可能性(薬理効果)が全世界に向け証明された。

ウルトラ・オーファンドラッグ(患者数が特に少ない希少疾病用医薬品)は、現在、薬事法に規定がなく、国の支援策も十分ではない中で、平成21年8月には、患者団体の要請に応じて日本の製薬会社が「儲からない薬」の開発に着手した。

その製薬会社によって、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成事業を活用した取り組みが実行され、平成23年6月に、東北大学病院の医師主導によるDMRV治療薬の第I相治験を終了した。

その後も独立行政法人科学技術振興機構(JST)の研究開発成果展開事業(A-STEP)の助成を受けるものの助成金額は十分でなく、次のステップとなる本格的な患者服用による第II・第III相治験を行うには10～20億円とも言われる巨額の資金が必要であり、開発が暗礁に乗り上げたままになっている。

患者団体はこれまでに「特定疾患への指定及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ったが、いまだに創薬支援策実現に向けた明確な前進は見えていない。

計り知れない不安を抱きながら難病と闘っている希少疾病患者にとっては、日々進行する病状を考えると、もはや一刻の猶予もない深刻な状況であり、治験の継続により一日も早く治療法が確立され、そして研究の継続により完治することを待ち望んでいる。

よって、品川区議会は国会及び政府に対して、下記の事項を早期に実現するよう強く要望するものである。

記

1. ウルトラ・オーファンドラッグ(患者数が特に少ない希少疾病用医薬品)の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
2. 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
3. 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

品川区議会議長 鈴木 真澄

衆議院議長 様
参議院議長 平田 健二様
内閣総理大臣 野田 佳彦様
厚生労働大臣 三井 辨雄様

本会議・委員会の日程(予定)

本会議の区長施政方針、代表・一般質問、予算特別委員会の総括質疑の様子をケーブルテレビ品川の「品川区民チャンネル」で放送します。

● 本会議 平成25年第1回定例会

開催日時	放送内容	放送日	再放送日
2月20日(水) 午後1時から	区長施政方針／代表質問 (手話通訳を取り入れています。)	2月25日(月)・26日(火)に わけて放送します。	3月2日(土)
2月21日(木) 午前10時から	代表質問／一般質問 (手話通訳を取り入れています。)	2月26日(火)～28日(木)に わけて放送します。	3月2日(土)・3日(日)にわけて放送します。
2月22日(金) 午前10時から	一般質問 (手話通訳を取り入れています。)	2月28日(木)・3月1日(金)に わけて放送します。	3月3日(日)
3月26日(火) 午後1時から	放送はありません		

ケーブルテレビで放送された会議の様子は、放送終了後に品川区議会ホームページで配信します。また、DVDを貸し出しています。

ご希望の方は、区議会事務局調査係☎5742-6810へお電話ください。

● 委員会

委員会名		開催日
		※すべて午前10時から開催します
常任委員会	総務	2月25日(月)・26日(火)
	区民	2月25日(月)・26日(火)
	厚生	2月25日(月)・26日(火)
	建設	2月25日(月)・26日(火)
	文教	2月25日(月)・26日(火)
特別委員会	行財政改革	2月27日(水)
	震災対策	2月28日(木)
	予算	3月4日(月)・5日(火)・7日(木)・8日(金)・ 11日(月)・12日(火)・13日(水)・18日(月)

予算特別委員会総括質疑も放送します。

3月18日(月)に行われる予算特別委員会総括質疑の様子を3月22日(金)および24日(日)[再放送]に放送する予定です。放送日時などの詳細は、「広報しながわ」「品川区議会ホームページ」等をご覧ください。

軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の見直しと教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(略称MTBD)は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気である。

2007年、世界保健機関(WHO)の報告によれば、年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められている。

この病気は、高次脳機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害等、症状は複雑多彩だが、本人も家族も周囲もこの病気を知らず気づかないため、職場や学校において理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状である。特に通学路での交通事故が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性が高い。

よって、本区議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 他覚的な神経学的検査によって、「軽度外傷性脳損傷」と診断され働けない場合、労災障害年金が支給できるようにするため、「労災障害等級認定基準の見直し」をすること。
- 2 文部科学省を通じ、「軽度外傷性脳損傷」について教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年12月7日

品川区議会議長 鈴木 真澄

衆議院議長 様
参議院議長 平田 健二様
内閣総理大臣 野田 佳彦様
文部科学大臣 田中真紀子様
厚生労働大臣 三井 辨雄様